議案第２４号

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都板橋区印鑑条例（昭和５０年板橋区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１９条の２を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第１９条の２　前２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる印鑑登録者は、当該各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

⑴　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下この号において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。）の提供を受けた印鑑登録者

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下この号において「個人番号カード」という。）を用いて、多機能端末機（個人番号カード又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（次号において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）を記録した同条第４項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。次号において「移動端末設備」という。）を用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設

置した端末機をいう。次号において同じ。）に個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法

⑵　移動端末設備用利用者証明用電子証明書の提供を受けた印鑑登録者　移動端末設備を用いて、多機能端末機に移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法

付　則

（施行期日）

１　この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。

（東京都板橋区手数料条例の一部改正）

２　東京都板橋区手数料条例（平成１２年板橋区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表４の項額の欄中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第４項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

（提案理由）

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。